

旧栖原家住宅（湯浅伝建地区）体験・学習プログラム開発作成業務 仕様書

1 委託業務の名称

旧栖原家住宅（湯浅伝建地区）体験・学習プログラム開発作成業務

2 業務内容

湯浅町が、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」という。）内に整備している旧栖原家住宅については、令和4年夏ごろに整備が終了し、秋ごろの開館を目指している。

本業務は、当該施設の来訪者に対し、既存のコンテンツや資料の展示・解説などとは別に、湯浅と醤油醸造の歴史や旧栖原家住宅の特徴などがより理解できるような体験・学習プログラムを開発し、整備するものである。

開発するプログラムの詳細については、既存コンテンツの内容を考慮し、重複せず、かつ効果的に湯浅や醤油の歴史、旧栖原家住宅や湯浅伝建地区の特徴等についての理解促進に繋がるものを、以下に示す方向性を踏まえたうえで受託者が提案し、発注者と協議のうえで決定するものとする。

〈既存コンテンツの考慮〉

- ・旧栖原家住宅では、往時の醤油醸造の様子をアニメーションにより再現し、VRにより仮想体験できるコンテンツが用意されている。

参考) 別紙1 VR動画 コンテ

- ・主屋および土蔵・文庫蔵の1階では、栖原家旧蔵史料群（ラベル、看板、賞状、生活用具等）の展示を行う予定（詳細は整理中）。また、主屋ドマ部分では、説明板による解説を設置する予定である。

参考) 別紙2 案内・解説板 板面

- ・紀州湯浅日本遺産協議会や湯浅町などが作成した、湯浅町の観光や日本遺産ストーリーに関するPR動画があり、当該施設でも上映することが可能である。

参考) 日本遺産動画（短編） <https://youtu.be/j0Hu51ABgc4>

- ・VRコンテンツが一人ひとりレンズを装着して視聴するものであることを考慮すると、ある程度の大人数（室内に入る20～30人程度）でも対応可能なコンテンツであることが望ましい。

〈開発するプログラムの方向性〉

- ・下記に示す旧栖原家住宅の概要や歴史的背景を十分に理解しておくこと。詳細な学習させる内容については、発注者との協議において情報提供等を行う予定である。
- ・小・中学生が理解できるような内容とすること。また、同時に大人でも楽しめるものであること。
- ・旧栖原家住宅には、スクリーン機能を有した壁とプロジェクタが用意されている。
- ・開発するプログラムについては、2D映像による動画、紙媒体によるもの、クイズ形式での学習、スマートフォンやタブレットなどで利用できるアプリなど、施設の状況や予算面、将来の維持やコスト等を考慮しつつ幅広く柔軟に提案されたい。

3 業務に関する留意点

- ・事業範囲には、提案されるプログラムが運用可能な状態とするための環境整備等が必要な場合は、その業務を含むこととする。
- ・プログラムに必要な資料については、受託者が行う取材等によるもののほか、発注者から適宜支給する。

4 業務の背景

i. 旧栖原家住宅の概要

〈施設の概要〉

①施設の名称

旧栖原家住宅（所在地：湯浅町大字湯浅557番地1）
（主屋1棟・土蔵2棟・敷地（962.67平方メートル））

②文化財保護制度の適用状況

(1) 重要伝統的建造物群保存地区

平成18年12月選定

種別：醸造町面積：6.3ヘクタール

(2) 伝建保存計画による保存物件

〈建築物〉保存計画番号84-1主屋、84-2付属屋、84-3倉庫（主屋）

84-4文庫蔵、84-5穀庫及び容器庫（土蔵）

〈環境物件〉保存計画番号環-4樹木（ウバメガシ）

(3) 湯浅町指定文化財（建造物）

旧栖原家住宅主屋（平成30年3月指定）

③日本遺産の認定

日本遺産『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地紀州湯浅』（平成29年4月認定）

構成文化財：旧栖原家

〈旧栖原家住宅の歴史的背景〉

旧栖原家住宅は、醤油の醸造町として国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区内にある醤油醸造家の建造物群である。明治7年（1874）に当時の湯浅における屈指の醸造家、久保瀬七が嫡男のために建てたものである。明治後期に久保家から醸造を引き継いだ栖原家が「フジイチ」の屋号で醸造を営んでいたが、昭和57年（1982）に廃業し、平成4年（1992）には建物の老朽化により仕込蔵や煙突のあった作業場等が除却され、主屋及び土蔵2棟が現存している。

旧栖原家住宅は、現存する醸造家の建造物として貴重であり、かつての仕込蔵等での作業風景を記録した写真や図面、使用されていた民具などが残されていることから、湯浅の伝建地区や日本遺産を象徴する建築物であるといえる。また、主屋内部の吹き抜けや、建具を設けない土間境等の内部空間、本瓦葺や大壁仕上げの漆喰壁などの外部空間ともに、湯浅の伝建地区の建築特徴を持つ建築物でもある。

ii. 公開の概要

旧栖原家住宅は、平成30年度から順次整備事業を進めている。整備事業は令和4年度夏ご

ろ（8月末予定）に完了し、令和4年秋ごろに開館する予定である。施設には人員を配置し、一般公開における来訪者対応等を行う。

iii. その他参考資料

別紙3「旧栖原家参考資料」の内容についても補足資料として参照されたい。

5 業務完了後の提出物

- ①成果物
- ②完了通知書
- ③納品書
- ④請求書
- ⑤その他契約書に定めるもの
- ⑥発注者の指示するもの

6 納入予定

令和4年12月28日（水）

※10月を目途に試用版が提供されることが望ましい。

7 納入場所

和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1

湯浅町教育委員会 歴史文化財係

8 留意事項

- ・諸経費率は10%以内とすること。
- ・受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・業務実施にあたっては、あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。
- ・受託者は業務実施に際し発注者と連絡を密にするとともに、業務打合せ内容について記録を作成し、その内容について都度共有すること。
- ・成果品として提出する内容、データのファイル形式等は両者協議のうえで決定することとする。
- ・本業務において、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は発注者に帰属させるものとする。
- ・成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利は、受託者が納品前に適切な手続きを行うこと（その経費は委託料に含む）
- ・本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。
- ・本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、すみやかに発注者と協議をし、その決定に従うこと。